

射水市事業承継マッチング支援事業業務委託仕様書

1 業務名

射水市事業承継マッチング支援事業業務委託

2 業務の目的

本市では、急速に進展する人口減少・少子高齢化に伴い、市内事業者の後継者不足による廃業の増加が大きな社会課題となっている。この課題解決を図るためには、事業承継に関する意識啓発を行い、市内の中小企業及び小規模事業者が事業承継や引継ぎに積極的に取り組む機運の醸成や、事業規模に関わらず企業が地域や産業に必要な事業資産を円滑に承継できる環境整備が重要である。

これらを実現するために事業承継マッチングプラットフォームを構築するとともにマッチングに必要なサービス提供を行うことで、事業承継が円滑に行われ、地域経済の維持や地域活性化にも貢献することを目的とする。

3 業務実施対象地域

射水市内全域

4 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 業務内容

(1) 事業承継マッチングサービスの提供

本市の事業承継マッチングサイトの構築・開設及び事業承継を検討している市内事業者をヒアリングして記事化・掲載・周知するとともに、後継者候補等のマッチング業務及びそれに付随する一切の業務のサポートを提供する。

- ①オープンネームでの事業承継マッチングサイトの構築・保守及び運営等
- ②掲載記事の取材、作成及び広告等
- ③ウェブサイト利用者の申込受付及び掲載事業者の支援等

(2) 事業承継アンケート調査の実施及び事後フォロー

市内の中小企業及び小規模事業者に対して、事業承継を切り口としたアンケート調査を実施し、その結果をレポートとしてまとめる。また、アンケート結果に基づき、市内事業所へ訪問等により事業承継のフォローを行う。

- ・市内中小企業、小規模事業所500社程度を対象とすること。
 - ・調査・フォローの結果は単なる集計に留めず、市独自のデータベース上で事業承継意向や支援状況をモニタリングできる仕組みを構築すること。
- (※データベースは、アンケート回答結果とその後の事業者の動向(相談実績、

後継者募集への移行状況など）を継続的に更新・可視化できるものとする。）

- ・アンケートにより、事業承継の意向が確認できた事業者に対してヒアリングを行うこと。
- ・オープンネームによる第三者承継に関心があるまたは、関心があると見込まれる事業者に対して、オープンネーム事業承継の取組の紹介及びプラットフォーム掲載に向けた案内を行うこと。
- ・また、その反響（閲覧数や問い合わせ数等）をリアルタイムで市側が把握できる体制を整えること。

（３）支援機関向けセミナーの開催

市内の商工団体や金融機関等の支援機関に対してセミナーを開催し、オープンネーム事業承継の機運醸成を図る。

（４）事業承継に係る支援機関等との連携

業務の実施に当たっては、市内商工団体をはじめ、市ビジネス支援センター、市内金融機関、県事業承継・引継支援センターなど関係機関と連携しながら行うこと。

（５）自由提案

上記４事業以外で、事業承継に関する事業について提案を受け付ける。なお、事業期間である２年間継続することにより、市内中小企業等の事業承継につながることを期待される内容とすること。

６ 実績報告

本業務実施後、本事業に係る各成果について、すみやかに実績報告書を作成し、履行期限までに提出すること。

７ 業務の実施について

- （１）本業務は本仕様書に基づいて実施すること。
- （２）受託者は業務の実施にあたっては関係法令及び条例を遵守すること。また、本事業に関する文献等資料を収集し、十分な調査をすること。
- （３）受託者は、本業務に必要な人員を配置し、担当者及び責任者を明らかにすること。
- （４）受託者は業務の実施にあたっては発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- （５）受託者は業務の進捗について、発注者と綿密な協議を行いながら進め、その進捗状況について適宜報告すること。
- （６）受託者は業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。た

だし、事前に市に報告し、承諾を得たときはこの限りではない。

- (7) 本仕様書に定めのない事項や、本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (8) 受託者は、本業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシーまたは肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (9) 受託者は、本業務を通じて知り得た個人情報や業務上の秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損及び盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。
- (10) 仕様書に記載された「業務内容」に記載事項通りの進捗が見られないことが判明した時点で、双方協議の機会を設け、代替・追加施策等の対応を協議する。